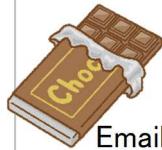


つちはし事務所通信



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2026年2月1日

2

February
2026



社会保険情報

健康保険の被扶養者の年収確認方法の変更について

令和8年4月1日より、健康保険の被扶養者認定における「年間収入の確認方法」について、厚生労働省の取扱いが一部見直されます。年間収入の基準額自体（130万円・150万円・180万円）や、生計維持要件（同居・別居の条件）、今後1年間の収入見込額で判断する点には変更はありませんが、被扶養者の収入確認の際に用いる「収入の考え方」および「確認方法」「必要書類」の取扱いが、変更されます。確認しておきましょう。

.....健康保険の被扶養者認定の改正前後.....

改正前（令和8年3月31日まで）	改正後（令和8年4月1日以降）
<ul style="list-style-type: none">被扶養者の過去の収入、現時点の収入、将来の収入の見込み等から、「今後1年間の収入見込み額」を総合的に判断。残業代など時間外手当についても、過去の実績等を基に、年間収入の見込額に含めて判断する運用が中心。	<ul style="list-style-type: none">給与収入のみで収入が構成される場合「労働条件通知書」や雇用契約書等に記載された賃金（時間給・月給、所定労働時間・日数、賞与・各種手当など、労基法第11条にいう賃金）に基づき、今後1年間の収入見込みを算定。 <u>労働契約段階で見込みにくい時間外労働に対する賃金（残業代・臨時的な繁忙手当等）は、原則として年間収入の見込み額には含めない。</u> その結果として、被扶養者認定の時点で想定していなかった臨時的な残業等により、実績ベースの年収が130万円以上となった場合でも、社会通念上妥当な範囲の一時的増加であれば、それのみを理由として直ちに扶養削除とする必要はない。給与収入以外に他の収入（年金・事業収入等）がある場合は、従前どおり実績等から1年分の見込額を算定。

令和8年4月1日から被扶養者の認定を受ける場合には、被扶養者の収入の区分を確認した上で、従業員を通じ下記の被扶養者の資料を準備してもらう必要があります。

- 労働条件通知書、雇用契約書等（労働契約内容が確認できる書類）
→賃金（時間給・月給）、労働時間・日数、賞与・各種手当の有無が分かることが必要になります。
これらが整備されていない場合は、従前どおり、給与明細・課税（非課税）証明書・収入証明書等により年間収入を判定します。
- 給与収入以外（年金収入・事業収入など）を併せ持つ場合は、従前どおり、該当収入に応じた証明書類（確定申告書、年金通知書等）の提出が必要になります。

★4月は進学や就職により、家族の異動が増える時期です。早めに確認しておきましょう。詳しくはつちはし事務所までお問い合わせください。



協会けんぽ

最大 25, 000 円補助！協会けんぽの検診がさらに手厚く、新しくなります！

令和 8 年 4 月から協会けんぽの健診制度が大幅に拡充されます。現役世代をより力強くサポートする新しい健診体制になります。確認しておきましょう。

.....全国健康保険協会ホームページより.....

1. 人間ドック健診への補助開始

- 対象者：35 歳～74 歳の被保険者
- 補助額：協会けんぽが**最高 25,000 円補助**（健診実施機関によって異なる場合があります）
- 内容：一般健診に検査項目を追加し、当日の医師による結果説明や特定保健指導も含む総合的な健診

2. 生活習慣病予防健診の対象拡大

- 新対象者：20 歳、25 歳、30 歳の被保険者
- 自己負担額：最高 2,500 円
- 内容：血液検査、尿検査などの一般的な検査に肺がん検診を加えた若年者向け健診



3. 骨粗しょう症検診の新設

- 対象者：40 歳～74 歳の偶数年齢の女性被保険者（一般健診・節目健診受診者）
- 自己負担額：最高 1,390 円
- 内容：骨のカルシウムやマグネシウム等の成分量測定による予防・早期発見検診

※令和 8 年度は被保険者が対象ですが、令和 9 年度からは被扶養者も上記の健診が対象に拡大されます
協会けんぽホームページ：<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/2026kenshin/>

★事業者は労働安全衛生法に基づき、従業員に対して年 1 回以上、医師による健康診断を実施する義務があります。協会けんぽ加入の場合、ぜひ従業員の皆さんにもこの制度を周知し、健康診断の受診を促してください。日頃の健康状態を把握し、健康管理をより一層支援することで、早期発見・早期予防につなげましょう。

あとがき◆つちはし事務所より

★年明け早々、いきなりの衆議院解散で何かとあわただしい 1 年の幕開けとなりました。予定されていた労働基準法改正の議論も延期となったようで、今後の方向性に注意が必要です。また、予算審議の遅れによる、新年度の助成金や待遇改善加算等の行方も気になるところ。まずは、自分の 1 票を大事に行使することしましょう。

★年収の壁問題も、政治の行方によってどのようになるか気になるところですが、社会保険においては、被扶養者認定の方法が、今年の 4 月 1 日より変更になることが決定しています。現在は過去の実績も見込み額に入れて判断する認定方法をとっていますが、4 月からは基本的に「労働条件通知書」や雇用契約書等に記載された賃金に基づき判断する方法に変わり、契約時には見込めなかつた残業代などで 130 万円を超えたとしても、社会通念上妥当な範囲の一時的増加であれば、それのみを理由として直ちに扶養削除とする必要はない、とされます。少々、玉虫色の表現で悩むところではありますが、130 万円の調整のために、年末にパートさんが一斉に休みを取るという事態は回避できそうです。もちろん、契約時に 130 万円を超えない条件とすることが基本となります。

★また、同じく 4 月 1 日から協会けんぽから人間ドック健診に対し最高 25,000 円の補助が始まります。35 歳から 74 歳までという年齢制限はありますが、協会けんぽに加入している人は従業員も役員も対象となります。健康な毎日をおくるため、上手に利用しましょう。

